法第48条第1項第1号関係（土地利用基本計画の変更）

変更地域別概要

整理番号	変更地域名（図面番号）	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況（ha）					変更部分の地目現況（ha）		変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置（予定）	個別規制法の調整状況
			拡大面積（ha）	縮小面積（ha）	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減					
					名称	面積	名称	面積		地目	面積			
1	女川森林地域（5－3）	女川町		3					3	森林	3	尾浦西地区防災集団移転促進事業により森林でなくなる見込みとなり，森林としての利用又は保全を図る必要がなくなったため。（宅地）	宮城北部地域森林計画の変更	－
2	女川森林地域（5－3）	女川町		2					2	森林	2	飯子浜地区防災集団移転促進事業により森林でなくなる見込みとなり，森林としての利用又は保全を図る必要がなくなったため。（宅地）	宮城北部地域森林計画の変更	－
3	女川森林地域（5－3）	女川町		2					2	森林	2	塚浜地区防災集団移転促進事業により森林でなくなる見込みとなり，森林としての利用又は保全を図る必要がなくなったため。（宅地）	宮城北部地域森林計画の変更	－
合計				7										

【記載上の注意事項】

1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。

2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称（市町村名）の五地域区名（例：〇〇都市地域）を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。

3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」＝「他地域との重複計」＋「白地地域の増減」＝「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。

4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。

5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。

6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。

7)「変更部分の地目現況」欄は、地目の現況について、固定資産税概要調書，航空写真等を基に、該当する現況を「農地」、「森林」、「原野等」、「水面」、「建物」、「道路」、「その他」に分類して記載する。

8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。

9)「関連する個別規制法の措置（予定）」には、個別規制法に基づく地域・区域（細区分を含む）の指定（変更及び廃止を含む）の予定を記載する。

10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県（個別規制法担当部局）と当該地方支分部局（個別規制法担当部局）との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局（個別規制法担当部局）と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。（例：〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。）

変更区域図

女川森林地域（縮）（5-3）

女川森林地域（縮）（5-3）

女川森林地域（縮）（5-3）

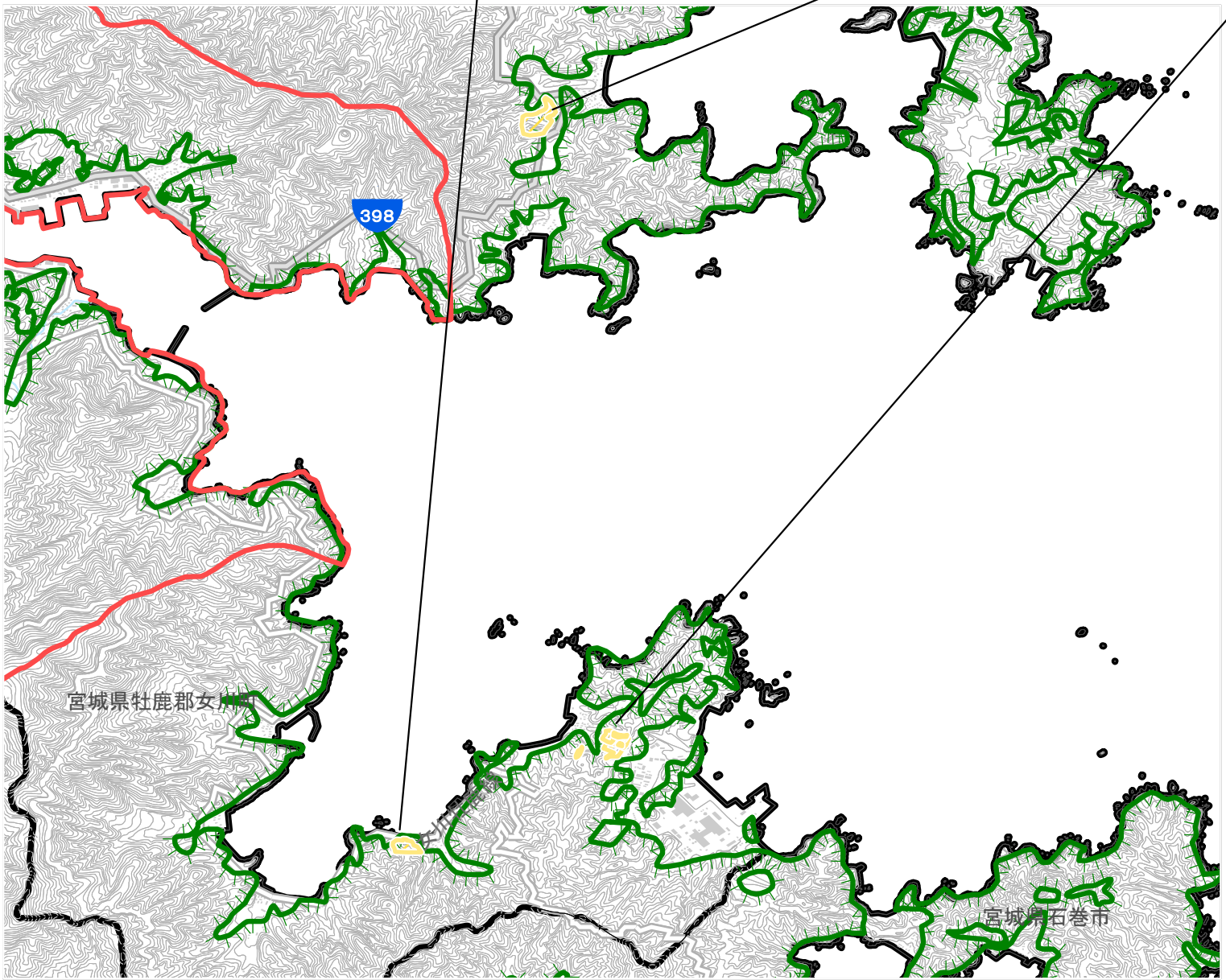

縮小(面)
都市地域
森林地域
行政区画
都道府県界
郡市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
駅名
新幹線
JR在来線
その他鉄道
高速道路
一般国道
主要地方道
河川
湖沼
建築物
等高線
海岸線
宮城県行政界

1 : 50,000

N
W
E
S